

[illegible]

令和7年9月

観音寺市告示第243号

令和7年第4回観音寺市議会定例会の招集について
令和7年第4回観音寺市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年8月25日

観音寺市長 佐 伯 明 浩

- 1 招 集 の 日 令和7年9月1日
- 2 招集の場所 観音寺市議会議事堂

令和7年第4回観音寺市議会定例会提出議案

- 1 認定第1号 令和6年度観音寺市一般会計歳入歳出決算認定について
- 2 認定第2号 令和6年度観音寺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 3 認定第3号 令和6年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第4号 令和6年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第5号 令和6年度観音寺市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第6号 令和6年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第7号 令和6年度観音寺市栗井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第8号 令和6年度観音寺市栗井坂瀬山林特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第9号 令和6年度観音寺市下水道事業会計決算認定について
- 10 議案第48号 観音寺市議会議員及び観音寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 11 議案第49号 観音寺市附属機関設置条例の一部改正について
- 12 議案第50号 観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 13 議案第51号 観音寺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 14 議案第52号 観音寺市税条例の一部改正について
- 15 議案第53号 観音寺市中小企業融資条例の全部改正について
- 16 議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 17 議案第55号 字の区域の変更について
- 18 議案第56号 財産の取得について
- 19 議案第57号 令和7年度観音寺市一般会計補正予算（第3号）
- 20 議案第58号 令和7年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 21 議案第59号 令和7年度観音寺市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和 6 年度決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 1 号	令和 6 年度観音寺市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 2 号	令和 6 年度観音寺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 3 号	令和 6 年度観音寺市国民健康保険伊吹診療所特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 4 号	令和 6 年度観音寺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 5 号	令和 6 年度観音寺市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 6 号	令和 6 年度観音寺市介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 7 号	令和 6 年度観音寺市栗井財産区特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり
認定第 8 号	令和 6 年度観音寺市栗井坂瀬山林特別会計歳入歳出決算認定について	別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

令和 6 年度決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認定第 9 号	令和 6 年度観音寺市下水道事業会計決算認定について	別冊のとおり
---------	----------------------------	--------

令和 7 年 9 月 1 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

議案第48号

観音寺市議会議員及び観音寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

観音寺市議会議員及び観音寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る単価を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市議会議員及び観音寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市議会議員及び観音寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 7 年観音寺市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「 7 円 73 銭」を「 8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「 541 円 31 銭」を「 586 円 88 銭」に改める。

第 12 条第 2 項中「 7 円 73 銭」を「 8 円 38 銭」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第49号

観音寺市附属機関設置条例の一部改正について

観音寺市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

観音寺市名誉市民選考審議会を附属機関として新たに設置するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市附属機関設置条例の一部を改正する条例

観音寺市附属機関設置条例（平成24年観音寺市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

観音寺市男女共同参画推進会議	男女共同参画計画に基づく施策の推進に関する事項についての調査審議
----------------	----------------------------------

」を

「

観音寺市男女共同参画推進会議	男女共同参画計画に基づく施策の推進に関する事項についての調査審議
観音寺市名誉市民選考審議会	観音寺市名誉市民の選定に関する事項についての調査審議

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

妊娠、出産等についての申出をした職員に対する仕事と育児の両立支援における意向確認等の規定等を整備するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年観音寺市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改める。

第16条の3を第16条の4とする。

第16条の2中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、観音寺市職員の育児休業等に関する条例（平成17年観音寺市条例第34号）第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 観音寺市職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の

支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の観音寺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第51号

観音寺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

観音寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の一部改正に伴い、
部分休業の規定等を整備するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市職員の育児休業等に関する条例（平成17年観音寺市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。」を「を除く。次条において同じ。」に改める。

第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第17条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第19条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第19条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の観音寺市職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第52号

観音寺市税条例の一部改正について

観音寺市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の規定等を整備するため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市税条例の一部を改正する条例

観音寺市税条例（平成17年観音寺市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこ

の本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の観音寺市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただ

し書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の観音寺市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、観音寺市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 観音寺市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第53号

観音寺市中小企業融資条例の全部改正について

観音寺市中小企業融資条例の全部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

(提案理由)

中小企業者等への融資の決定に至るまでの手続を迅速に行い、融資制度の利便性の向上を図るため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市中小企業融資条例

観音寺市中小企業融資条例（平成17年観音寺市条例第127号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、観音寺市内（以下「市内」という。）の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であつて、香川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業務に属する事業を営むものをいう。）及び特定事業（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する特定事業をいう。）を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下「中小企業者等」という。）の事業活動に必要な資金を融資することにより、中小企業者等の育成伸長及び経済の自立安定を促進し、併せて経済の振興を図ることを目的とする。

（預託）

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、保証協会を通じ特定金融機関（保証協会と信用保証に関し特約した金融機関であつて市長の指定するものをいう。以下同じ。）に予算の範囲内において原資を預託するものとする。

（協調倍率）

第3条 特定金融機関は、保証協会を通じ預託された原資の5倍の額の範囲内において融資するものとする。

（債権管理）

第4条 特定金融機関は、前条の規定による融資について善良なる管理を行うものとする。

（融資の種類）

第5条 融資の種類は、規則で定めるものとする。

（融資の対象者）

第6条 融資の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき1年以上本市の住民基本台帳に記録されている個人
- （2） 同一事業を引き続き6月以上営んでいる者

(3) 市税を滞納していない者

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める者

(融資の手続)

第7条 融資を受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、規則で定めるところにより融資申込書を市長に提出しなければならない。

(融資の決定)

第8条 市長は、前条の融資申込書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに特定金融機関及び保証協会に借入申込者に係る関係書類を送付するものとする。

2 市長は、特定金融機関の審査及び保証協会の信用保証承諾書に基づき、融資の可否を決定し、その旨を遅滞なく規則で定めるところにより借入申込者に通知するものとする。

3 市長は、融資の決定に関し、必要に応じて特定金融機関に対し意見を求めることができる。

(融資の制限)

第9条 市長は、融資の決定を受けた者（以下「借入決定者」という。）が債務を完済するまでは、いかなる理由があっても再度の融資は行わないものとする。

(返済方法)

第10条 融資金の返済方法は、原則として毎月元金均等返済とする。返済期間は、据置期間を含めて72月以内とし、当該据置期間は6月以内とする。ただし、借入決定者の都合により繰上返済することができる。

(具体的取決め)

第11条 預託金及び融資に関する具体的な取決めは、この条例の趣旨に反しない限り、市長と特定金融機関の間においてこれを行うことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の観音寺市中小企業融資条例の規定は、施行の日以後に行われる融資について適用し、同日前に行われた融資については、なお従前の例による。

議案第54号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月1日提出

観音寺市長 佐伯明浩

住 所	観音寺市吉岡町	
氏 名	おおもり みずえ 大森 瑞枝	
生年月日		

（提案理由）

令和7年12月31日をもって中野佳代子委員の任期が満了することに伴い、後任委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるため、本案を提出するものである。

議案第55号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり字の区域を変更することについて、議会の議決を求める。

なお、この字の区域変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

令和7年9月1日提出

観音寺市長 佐伯明浩

（提案理由）

土地改良法による上田井上地区の農地耕作条件改善事業（ほ場整備）の施行に伴い、字の区域を変更することに関して議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

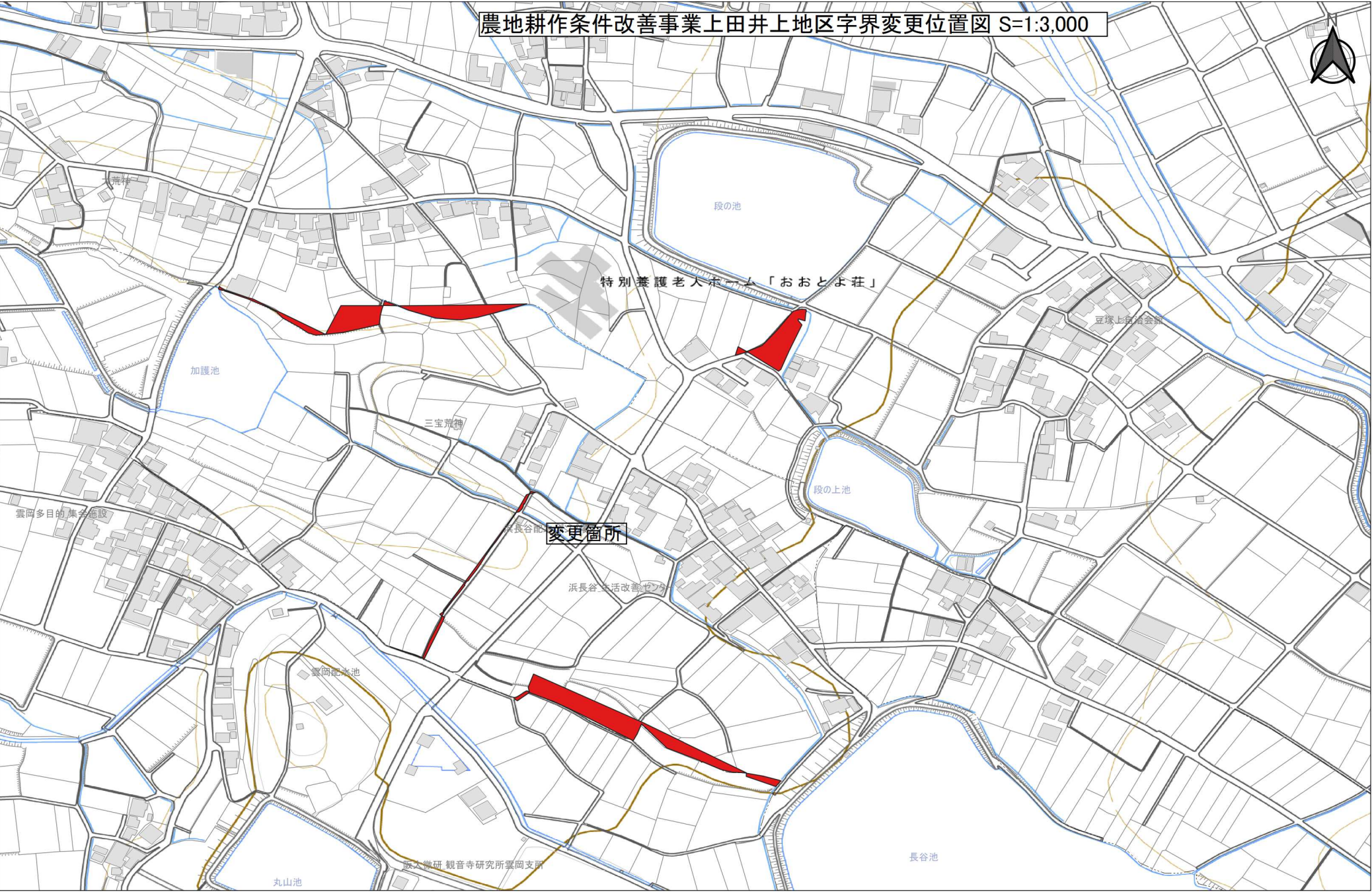
別紙

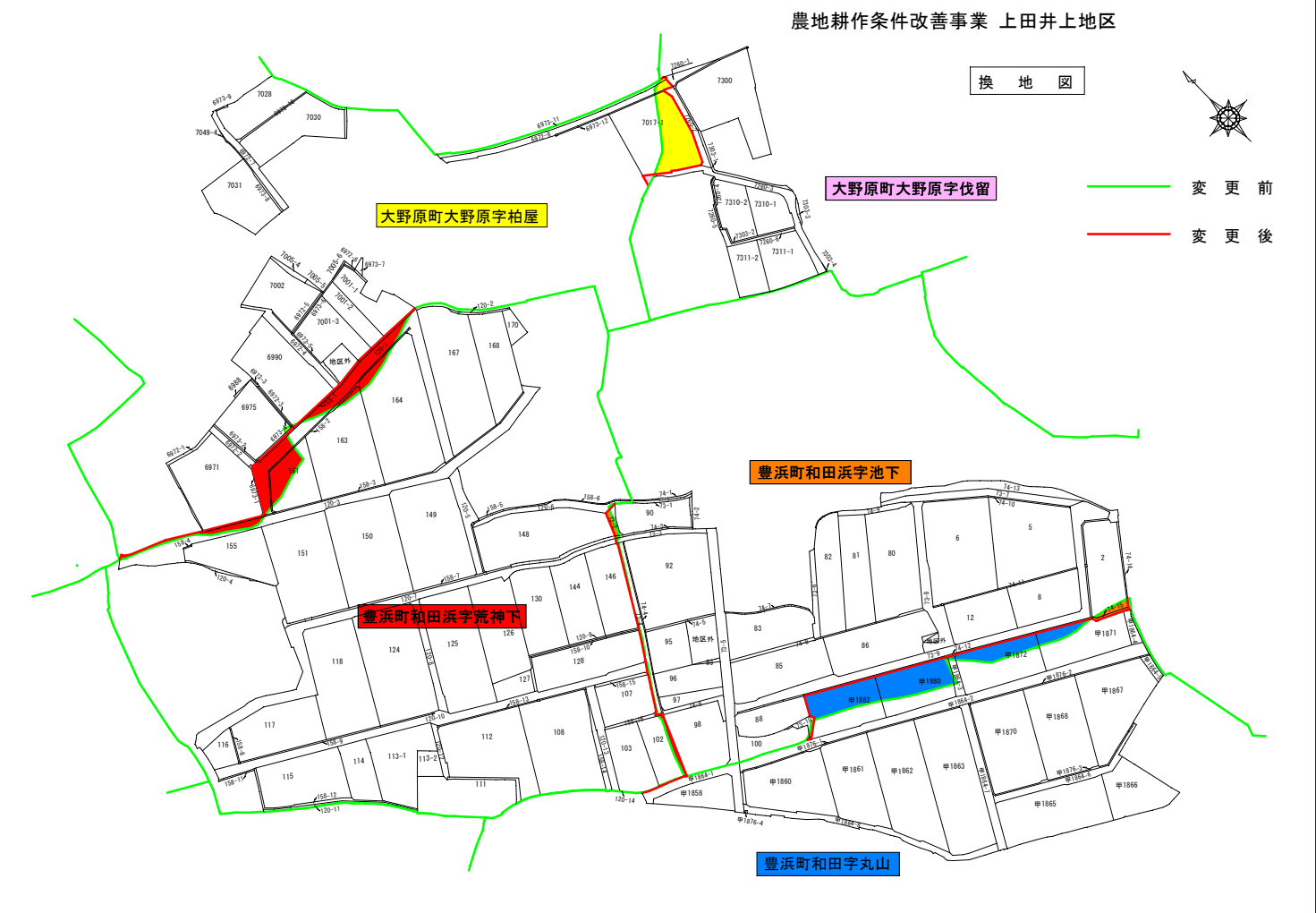
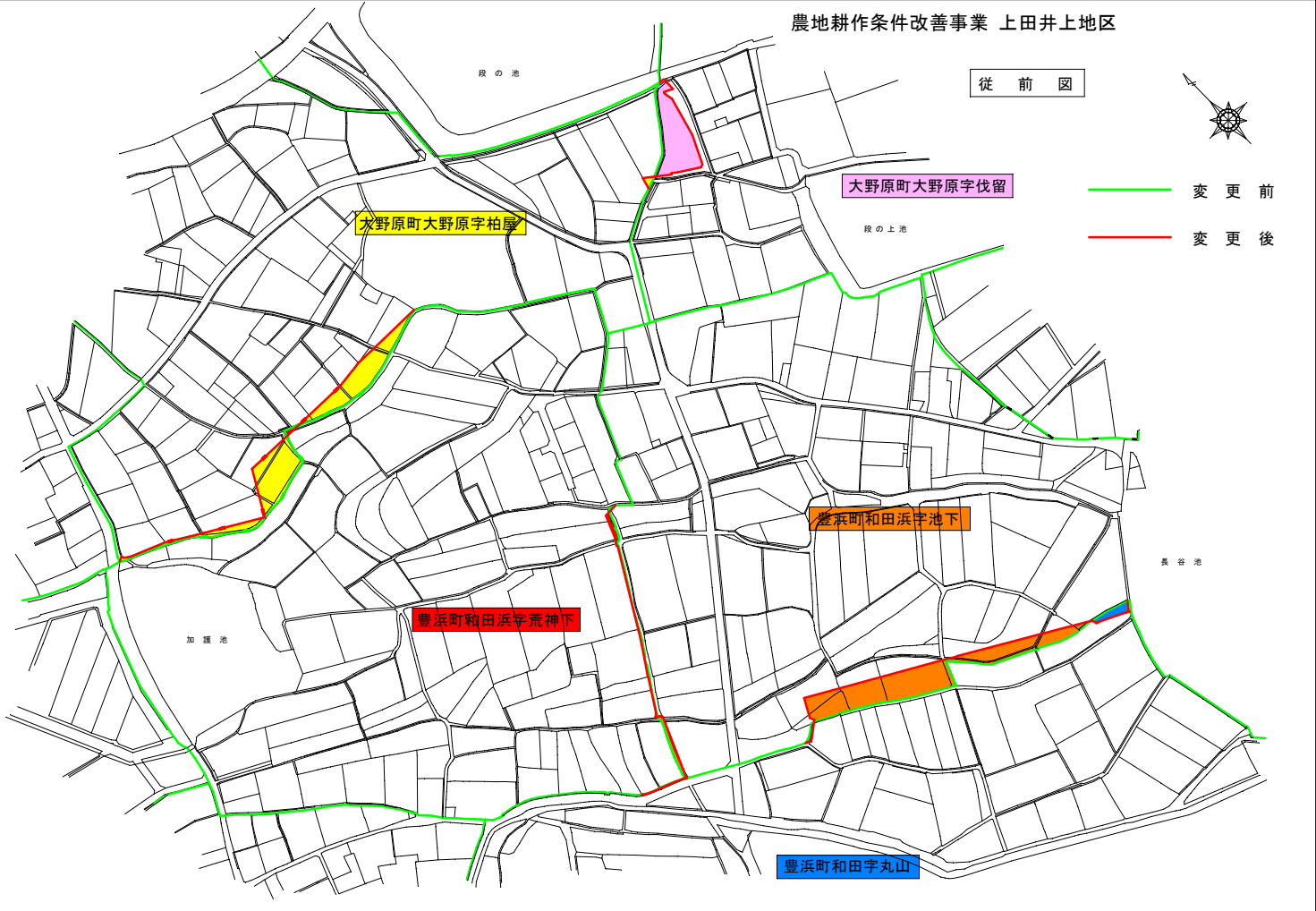
変更調書

次の表の左欄に掲げる字の区域を同表右欄に掲げる字の区域に変更する。

左欄			右欄	
大字	字	地番	大字	字
大野原町 大野原	きりどめ 伐留	7257番 1 の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である市有地の一部	大野原町 大野原	かしわや 柏屋
豊浜町 和田浜	こうじんした 荒神下	152番の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である市有地の一部	大野原町 大野原	かしわや 柏屋
大野原町 大野原	かしわや 柏屋	7017番 1 の一部	大野原町 大野原	きりどめ 伐留
大野原町 大野原	かしわや 柏屋	6972番から6974番までの各一部、6992番の一部、6993番 2 の一部、6996番の一部、6997番の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部並びに6996番 1 及び6996番 2 に隣接する道路である市有地の全部	豊浜町 和田浜	こうじんした 荒神下
豊浜町 和田浜	いけした 池下	73 番の一部、101 番 1 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部	豊浜町 和田浜	こうじんした 荒神下
豊浜町 和田	まるやま 丸山	豊浜町和田浜字荒神下 102 番 1 及び 103 番 1 に隣接する水路である市有地の一部	豊浜町 和田浜	こうじんした 荒神下

豊浜町 和田浜	こうじんした 荒神下	125番 1 の一部、126番 1 の一部、127番 1 の一部、128番 1 の一部、132番の一 部、133番の一部及びこれらの区域に隣 接介在する道路、水路である市有地の 一部	豊浜町 和田浜	いけした 池下
豊浜町 和田	まるやま 丸山	甲 1859 番の一部、甲 1870 番の一部及 び甲 1859 番に隣接する道路である市 有地の全部	豊浜町 和田浜	いけした 池下
豊浜町 和田浜	いけした 池下	2 番の一部、4 番の一部、5 番 1 の一 部、86 番から 89 番までの各一部及び これらの区域に隣接介在する道路、水 路である市有地の全部並びに 101 番 1 地先の道路である市有地の一部	豊浜町 和田	まるやま 丸山





議案第56号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 電子黒板 |
| 2 | 数 量 | 60台 |
| 3 | 相 手 方 | 香川県観音寺市観音寺町甲1183番地 5
有限会社のぼり屋
代表取締役 登 啓二 |
| 4 | 取 得 金 額 | 金11,338,800円 |
| 5 | 取 得 方 法 | 指名競争入札 |

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年観音寺市条例第55号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

物品購入仮契約書

- 1 件 名 : 電子黒板
- 2 仕様・規格 : 別紙仕様書及び内訳書のとおり
- 3 数 量 : 60台
- 4 納入場所 : 別紙仕様書のとおり
- 5 納入期限 : 令和7年12月26日
- 6 内 訳 書 : ☒有 ☐無
- 7 課税・免税業者の別 : ☒課税業者 ☐免税業者
- 8 その他特記事項 : 別紙附帯条項のとおり
- 9 契約金額及び契約保証金額

契 約 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	1	3	3	8	8	0	0	
うち消費税及び 地方消費税の額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	0	3	0	8	0	0	0	
契 約 保 証 金		億	千	百	十	万	千	百	十	円
									免	除

※ 契約金額等の欄には、アラビア数字で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。

上記の物品の購入について、発注者 観音寺市（以下「甲」という）と受注者 有限会社 のぼり屋（以下「乙」という）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、観音寺市契約規則及び観音寺市物品購入契約約款により標記仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年観音寺市条例第55号）第2条の規定により観音寺市議会の議決を経たとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定による専決処分があったときに本契約が成立するものとする。

この仮契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年8月6日

（甲）発 注 者 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市
観音寺市長 佐 伯 明 浩

（乙）受 注 者 香川県観音寺市観音寺町甲1183番地5
有限会社 のぼり屋
代表取締役 登 啓 二

令和 7 年度補正予算について

議案第57号	令和 7 年度観音寺市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊のとおり
議案第58号	令和 7 年度観音寺市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊のとおり
議案第59号	令和 7 年度観音寺市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊のとおり

令和 7 年 9 月 1 日提出

観音寺市長 佐 伯 明 浩